

件名	亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例	建設部 上下水道局 下水道室
----	---------------------------------	----------------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

公共下水道事業の受益者負担金については、現在、下水道法第4条の規定により事業計画を定めた区域を第1負担区から第6負担区までに区分し、第5負担区までについて、負担金額を定めています。

今回、新たに平成28年3月末から順次供用を開始する第6負担区について、負担金額を定めるため、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

負担区の名称及び単位負担金額を次のとおり定めます。 <別表第1関係>

負担区の名称	単位負担金額
第6負担区	1平方メートル当たり520円

3 その他

施行日は、公布の日とします。

(参考)

【第6負担区の区域】

羽若町、住山町、阿野田町、海本町、天神一丁目、天神二丁目、田村町、太森町、川崎町、能褒野町及び関町木崎の各一部(世帯数約900戸)

【既設の負担区の単位負担金額】

負担区の名称	単位負担金額
第1負担区	1平方メートル当たり520円
第2負担区	1平方メートル当たり520円
第3負担区	1平方メートル当たり520円
第4負担区	1平方メートル当たり520円
第5負担区	1平方メートル当たり520円

亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

平成 27 年 9 月 29 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市条例第 33 号

亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正
する条例

亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成 18 年亀山
市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

第 6 負担区	1 平方メートル当たり 520 円
---------	-------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。